

文化庁移転協議会の設置について

平成 28 年 4 月 26 日  
 関係省等申合せ  
 平成 28 年 8 月 25 日一部改正  
 平成 29 年 10 月 1 日一部改正  
 令和元年 9 月 27 日一部改正

1. 趣旨

政府関係機関移転基本方針（平成 28 年 3 月 22 日まち・ひと・しごと創生本部決定）に基づき、文化庁の京都移転に向けて、文化庁の抜本的な組織見直し、東京における事務体制の構築、移転時期・移転費用及び移転後の経常的経費への対応等を検討するため、文化庁移転協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

2. 構成

協議会の構成は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員の出席を求めることができる。

座長	文部科学事務次官 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官
座長代理	文化庁次長
構成員	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官補 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 京都府副知事 京都市副市長
オブザーバー	内閣官房内閣人事局人事政策統括官（行政組織担当） 財務省主計局次長 財務省理財局次長

3. 幹事会

協議会は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で座長の指名する官職にある者とする。

4. 庶務

協議会の庶務は、内閣官房の協力を得て、文部科学省において処理する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

## 文化庁移転協議会幹事会の構成員の指名について

平成 28 年 4 月 26 日  
文化庁移転協議会座長決定  
平成 28 年 8 月 2 日一部改正  
平成 29 年 10 月 1 日一部改正  
令和元年 9 月 27 日一部改正

文化庁移転協議会の設置について(平成 28 年 4 月 26 日関係省等申合せ)第 3 項の規定に基づき、文化庁移転協議会幹事会の構成員を以下のとおり指名する。

座 長	文化庁次長 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官補
座 長 代理	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長
構 成 員	文部科学省大臣官房政策課長 文化庁政策課長 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官 内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補付) 京都府副知事 京都市副市長
オブザーバー	内閣官房内閣人事局内閣参事官(文部科学省担当) 財務省主計局主計官(文部科学係) 財務省理財局国有財産企画課長